

政令市のある府・県の子どもの医療費補助制度の概要

	対象範囲	所得制限	自己負担
北海道	入院・通院は就学前 入院は小学卒	収入 960万	初診時のみ医科580円・歯科510円
宮城県	通院は三歳未満 入院は6歳まで	扶養親族2人の場合 416万円 一人増えると38万加算	
神奈川県	通院は6歳児 入院は小卒まで、		
千葉県	通院は小学3年生 入院は中卒まで		入院一日・通院一回につき200円 か300円のいずれか
新潟県	通院は三才未満は全員 三人以上の子どもを有する保護者は小学卒業まで	0歳はなし 1歳以降は児童手当の支給限度額を準用	入院一日1200円 通院一日530円
静岡県	入院・通院とも中学卒	児童手当の支給制限限度額を準用 第三子以降の児童は所得制限なし	入院一日500円 通院一回500円
愛知県	通院は就学前 入院は中学卒		
京都府	通院・通院とも小学卒業まで	なし	入院一か月200円 通院三才未満一か月200円 通院三歳以上は一か月3000円
大阪府	通院は2歳 入院は就学前	児童手当の支給制限限度額を準用	
兵庫県	入院・通院とも小学三年生まで	市民税所得割税額 23万5000円未満	通院 一日800円 入院3200円
	通院 小学4年生から6年生 入院 小学4年生から中卒まで		通院・入院 医療費の2/3まで
岡山県	通院は就学前まで 入院は小学卒まで		
福岡県	通院・入院とも就学前	三歳児以上は所得制限あり	三歳未満は無料 三歳以上は入院 500円/日(月7回まで) 通院は月600円
熊本県	通院・入院とも4歳児まで		入院・通院とも月3000円まで (低所得者は入院2040円、通院1020円まで)
広島県	通院・入院とも就学前まで	児童手当の支給制限限度額を準用	通院 月4回まで一日500円 入院月14日まで一日500円

※ 各自治体のホームページを参照